

監事監査報告書

令和元年5月25日

学校法人森内学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人森内学園

監事 山畑 阿威磨



監事 松ヶ下 由行



私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人森内学園寄附行為第16条の規定に基づき、学校法人森内学園の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日）の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人森内学園の業務及び財産の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上